

市川市デジタル地域通貨 ICHICO 実証実験実施要領

1. 概要

(1) 目的

市川市は、地域経済と市民活動の活性化を図るため、デジタル地域通貨の導入を検討している。

令和5年5月から八幡エリアで実証実験を実施し、デジタル地域通貨の販売・利用にあたっての課題を抽出するとともに、市内で資金が循環して消費が喚起されるか、また、市川市が主催する健康づくり事業、エコ活動、ボランティア活動、自治会活動等に取り組む市民が増えるか等の導入効果を検証する。

(2) 実施期間

<当初> 令和5年5月22日(月) から令和5年8月31日(木)

<期間延長> 令和5年5月22日(月) から令和5年9月30日(土)

(3) 実施団体

市川市

(4) デジタル地域通貨の名称等

- ①名称 ICHICO (いちこ)
- ②レート 1 ICHICO = 1 円
- ③利用形態 スマートフォンアプリ chiica、カード

(5) 発行額

- ①総額 5 億 9,490 万 ICHICO (5 億 9,490 万円相当)
- ②内訳 下表参照

区 分	金 額	備 考
販売額	4 億 5,000 万 ICHICO (4 億 5,000 万円相当)	
プレミアムポイント 付与額	1 億 3,500 万 ICHICO (1 億 3,500 万円相当)	ICHICO を購入した金額の 30%
還元ポイント 付与額	450 万 ICHICO (450 万円相当)	ICHICO を加盟店で利用した金額の 0.5% または 1.0%※
ICHICO ポイント 付与額	540 万 ICHICO (540 万円相当)	市川市が主催する健康づくり事業、エコ活動、 ボランティア活動、自治会活動等に参加 することで付与されるポイント

※ 中小企業者（次ページ参照）や個人事業主等に該当する場合 1.0%、それ以外の場合 0.5%。

中小企業者の範囲（中小企業基本法）

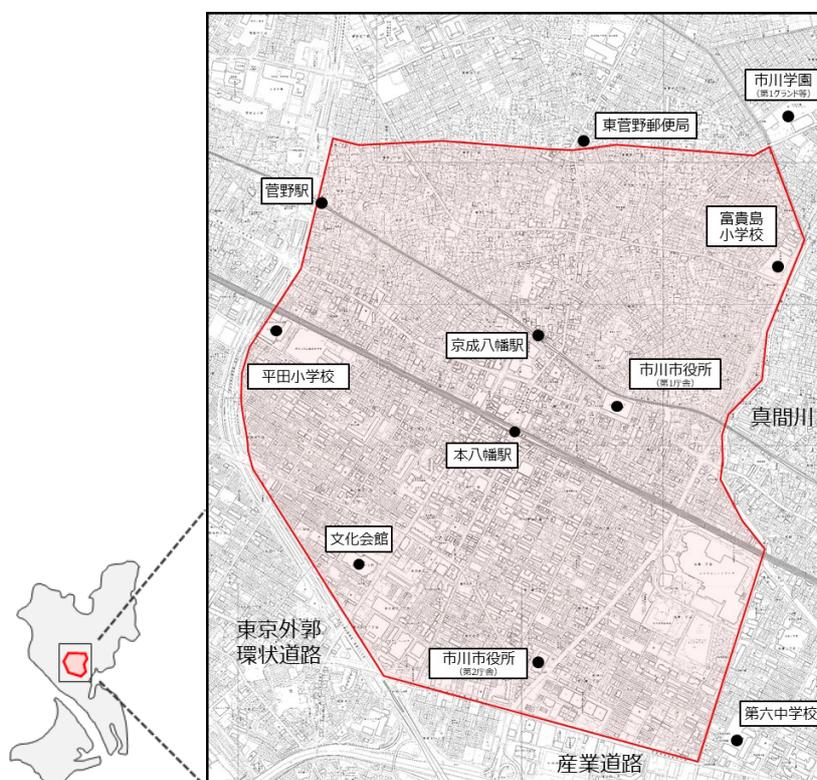
業 種	範囲
製造業、建設業、運輸業等	資本の額、出資の総額が3億円以下 または、従業員数が300人以下
卸売業	資本の額、出資の総額が1億円以下 または、従業員数が100人以下
サービス業	資本の額、出資の総額が5,000万円以下 または、従業員数が100人以下
小売業	資本の額、出資の総額が5,000万円以下 または、従業員数が50人以下

③有効期限

<当 初>	令和5年8月31日（木）まで
<期間延長>	<ul style="list-style-type: none"> ・チャージ分 令和6年3月31日（日）まで ・プレミアムポイント 令和5年9月30日（土）まで ・ICHICOポイント(行政ポイント) 令和6年3月31日（日）まで ・還元ポイント 令和6年3月31日（日）まで

(6) 実施場所

市川市八幡エリア（下図の範囲内）における加盟店



実証実験の実施場所

2. デジタル地域通貨の販売

(1) 概要

- ・デジタル地域通貨の販売にあたっては、事前に購入希望者を募集する。
- ・購入希望者は、下記の方法で申込みを行う。（応募者が多数の場合、抽選にて購入者を決定）

(2) スケジュール

①募集期間

<当初> 令和5年3月17日（金）から令和5年3月28日（火）

<期間延長> 令和5年3月29日（水）から令和5年4月21日（金）

<追加募集> 令和5年5月20日（土）から令和5年7月31日（月）

※追加募集では、対象者をアプリ利用者に限定

※追加募集では、先着15,000人に達した時点で募集を終了する

②抽選結果の通知

<当初> 令和5年5月5日（金）頃

<期間延長> 令和5年5月19日（金）頃

<追加募集> 申込日の約1～2週間後

(3) 対象者等

①対象者

3月28日（火）時点で市川市に住民登録のある方

※期間延長では令和5年4月21日（金）時点、追加募集では令和5年5月20日（土）時点で市川市に住民登録のある方

②対象人数

1万5,000人（アプリ利用者10,500人、カード利用者4,500人）

③販売総額

4億5,000万円

④購入上限額

一人3万円まで

(4) 申込方法

- ・申込みは一人あたり1回まで、アプリとカードを重複して申し込むことはできない。

①アプリを利用する場合

手 順	内 容
1. アプリのダウンロード	スマートフォンアプリ「chiica」をダウンロードする。
2. 必要事項の入力	所定の Web ページにアクセスして、申込フォームに必要事項を入力する。
3. 申し込み	申込フォームの「送信」を押して申し込み完了

②カードを利用する場合

手 順	内 容
1. 購入申込書の記入	<p>購入申込書に必要事項を記入する。</p> <p><購入申込書の配布場所> 市川市役所第1庁舎、第2庁舎、行徳支所、 大柏出張所、行政サービスセンター、 南行徳市民センター、中央図書館、窓口連絡所、公民館にて配布。 ・市川市公式 Web サイトからダウンロードも可能 (ICHICO で検索)</p>
2. 購入申込書の郵送	<p>購入申込書を郵送する。</p> <p><郵送先> 〒272-8501 市川市八幡 1-1-1 ICHICO 担当宛て</p> <p>※ 返信用封筒（長形3号）を用意して、返信先住所と氏名を記入の上、返信用切手 94 円を貼付し、購入申込書を郵送する際に同封してください。</p>

※ 利用者がカードを紛失した場合は無料で再交付を行う。

※ ただし、紛失等により第三者に不正利用された ICHICO については、再交付は行わない。

(5) 抽選結果の通知

- ①アプリ利用者 電子メール等で通知
- ②カード利用者 郵送で通知（当選者にはカードを送付）

(6) 購入方法

- ①購入場所 全国のセブンイレブン等に設置されているセブン銀行 ATM（予定）
- ②購入上限額 一人 3 万円まで
- ③購入単位 1,000 円単位
- ④購入方法 <アプリの場合>
 ATM の画面で「スマートフォンでの取引」を選択し、画面に表示された 2 次元コードをアプリで読み取り、購入金額を選択して、現金投入口に紙幣を入れて購入する。
 <カードの場合>
 ATM にカードを入れて、画面に表示された「ご入金」を選択し、購入金額を選択して、現金投入口に紙幣を入れて購入する。

欠格条項
・市川市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員等が役員もしくは実質的に支配しているもの、その他暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）において規定する風俗営業、特定遊興飲食店営業、または、性風俗関連特殊営業を営むもの
・特定の宗教団体、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を営むもの
・市川市デジタル地域通貨の取扱対象とならない取引や商品のみを取り扱うもの

(6) 取扱対象とならない取引や商品

取扱対象とならない取引や商品
・消費税法別表第 2 の 1～5 に規定する有価証券類等、郵便切手類、印紙、証紙及び物品切手（ビール券、おこめ券、図書カード等）等、換金性の高い商品
・たばこ
・買掛金、未払金の支払い、または、仕入れ等の事業資金
・税金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金・通信費等の支払い
・給与、賃金、寄付金、祝い金、見舞金、補助金、保険金、共済金、株式の配当金やその他の出資金の支払い
・当せん金付証券（宝くじ）、スポーツ振興投票券（スポーツ振興くじ）、勝馬投票券（馬券）、勝者投票券（競輪）、舟券（競艇）、勝車投票券（オートレース）
・現金との換金
・社会保険料医療の給付等を行う保健医療機関および保険薬局に係る支払い（自由診療も含む） ※OTC 医薬品（市販薬）及び日用品の消費税課税取引は対象
・社会福祉法に規定する社会福祉事業及び介護保険法に基づく居宅サービスや施設サービス
・学校教育法に規定する学校、専修学校、修業年限が 1 年以上等の一定の要件を満たす各種学校の授業料、入学金等
・免税事業者が消費税を免除したうえで行う取引
・公序良俗に著しく反する取引、その他事業の目的趣旨を鑑みた際に適切でないと市川市が認める取引

(7) 加盟店の決定

市川市が各店舗の申込内容を確認した後、加盟店としての登録可否を下記の方法で通知する。

- ①Web 申込の場合 電子メールにて通知
- ②申込書の場合 電子メールまたは郵送で通知

(8) 加盟店説明会

- ①日 時 令和5年5月12日(金) 午前10時～
令和5年5月16日(火) 午後6時～
- ②場 所 全日警ホール(市川市八幡市民会館) 市川市八幡4-2-1
- ③説明内容 デジタル地域通貨の利用方法や換金方法等

(9) 物品の発送

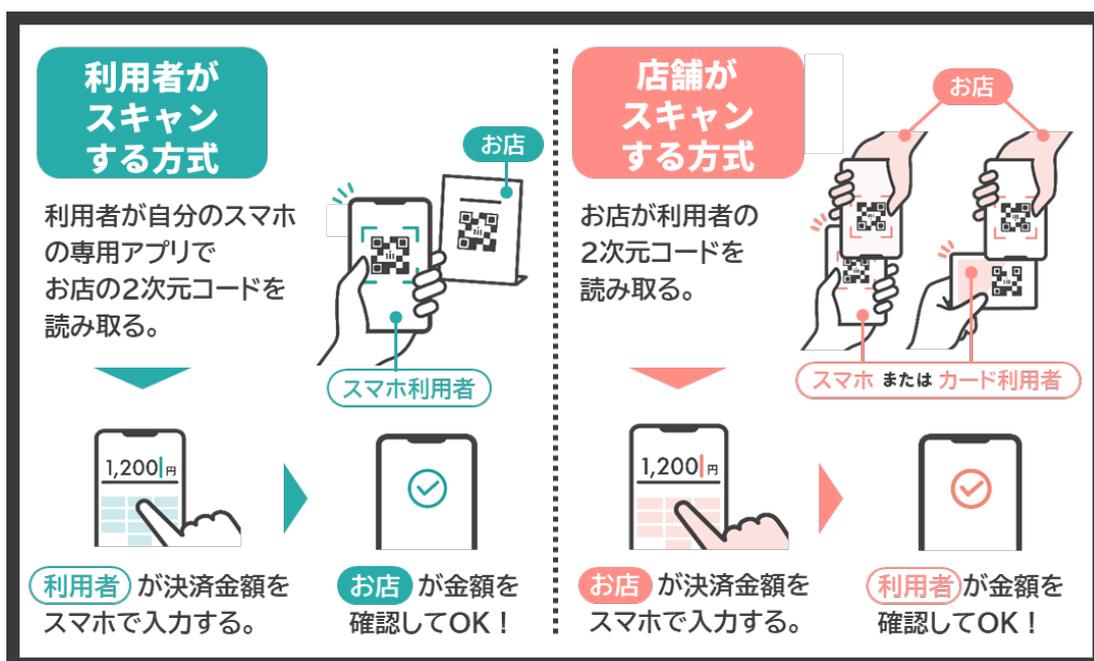
市川市から各店舗へ物品(2次元コードの台紙、ステッカー、のぼり、マニュアル等)を提供する。

(10) 決済方法

加盟店ごとに下記のいずれかの方法を選択する。

なお、②③の場合、加盟店がスマートフォンもしくはタブレット端末を用意するとともに、それらの機器を利用する際の通信費用を負担する。

- ①利用者がスキャンする方法 (下図の左側参照)
- ②店舗がスキャンする方法 (下図の右側参照)
- ③上記の①と②の両方



(11) デジタル地域通貨の換金

- ①換金回数 令和5年5月22日(月)以降の毎月2回
- ②換金日 毎月15日と30日前後の平日
- ③換金方法 加盟店が指定した銀行口座への振り込み
- ④換金額 ICHICOの売上額から下記(12)の負担額を差し引いた金額

(12) 加盟店の負担

負担額 ICHICOの売上額の0.5%

4. ICHICO ポイントの発行

(1) 概要

市川市が主催する健康づくり事業や地域に寄与するエコ活動、ボランティア活動、自治会活動等に対するインセンティブとして、ICHICO と交換・利用できるポイントを付与し、市民活動の活性化を図る。

(2) ポイント付与期間

<当初> 令和5年5月22日(月) から令和5年8月31日(木)

<期間延長> 令和5年5月22日(月) から令和5年9月30日(土)

(3) ポイント名称

ICHICO ポイント

(レート：1 ICHICO ポイント = 1 ICHICO = 1 円)

(4) 対象者

原則、事業や活動に参加した市川市民とする。

(5) ポイントの対象となる事業とポイント数等

事業名	ポイント数
新健康ポイント	上限ポイント 5,000P
健康講演会	100p/回
江戸川クリーン作戦	50p/回
フードドライブ	50p/回
環境フェア	20p/回
自治会加入促進	1 世帯あたり 1,000P/回
運転免許自主返納	10,000P/回
e モニポイント	20p/回

※ 講演会やイベントの開催日、ポイントの付与方法等の詳細については、事業ごとに別途定めることとする。

(6) ポイントの利用方法

デジタル地域通貨の利用方法と同様とする。